

市第 199 号議案

横浜市老人福祉施設条例の一部改正

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

「

同	横浜市名瀬ホーム	横浜市戸塚区
---	----------	--------

」

を削る。

第 3 条第 2 項第 1 号中「同条第17項」を「同条第18項」に改め、同項第 3 号中「第 8 条第26項」を「第 8 条第27項」に改め、同項第 4 号中「第 8 条第23項」を「第 8 条第24項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市名瀬ホームを廃止するとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い関係規定の整備を図るため、横浜市老人福祉施設条例

市第 199 号

の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市老人福祉施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）
第 15 条の規定に基づき、本市に老人福祉施設（以下「施設」という。）を次のように設置する。

種 類	名 称	位 置
（省 略）		
同	横浜市名瀬ホーム	横浜市戸塚区
（省 略）		

（事業）

第 3 条 （第 1 項省略）

2 特別養護老人ホームは、次の事業を行う。ただし、第 1 号及び第 4 号の事業は、横浜市新橋ホームにおいてのみ行う。

(i) 法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）、介護保険法第 8 条の 2 第 13 項に規定す

る介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）又は同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業（同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第 1 号通所事業」という。）のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与

（第 2 号省略）

- (3) 法第 11 条第 1 項第 2 号の措置に係る者又は介護保険法 ~~第 8 条~~ 第 8 条 ~~第 8 条~~ 第 27 項 ~~第 26 項~~ に規定する介護福祉施設サービス（以下「介護福祉施設サービス」という。）を受ける者への入所による養護

- (4) 介護保険法 ~~第 8 条~~ 第 8 条 ~~第 24 項~~ 第 23 項 に規定する居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）

（第 3 項省略）